(六)　給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、国内設備投資額が当期償却費総額の一〇〇分の九〇以上であることとの要件を、当期償却費総額の一〇〇分の九五以上であることとした。（附則第九条関係）

(七)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において、一般送配電事業者の収入金額のうち、使用済燃料再処理等既発電費に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。（附則第九条関係）

(八)　認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講じた上、その適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条の二の二関係）

(1)　令和二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税額から控除する金額について、当該事業年度に支出した特定寄附金の額の合計額の一〇〇分の二〇に相当する金額とすることとした。

(2)　認定地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う前に当該認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象とすることとした。

(九)　敷地分割組合の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした。（第七二条の五関係）

(一〇)　通算子法人の事業年度は、連結法人と同様に、通算親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度とすることとした。（第七二条の一三関係）

(一一)　通算法人の事業税の付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算の基礎となる単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算（法人税における損益通算、欠損金の通算等を除く。）の例により算定することとした。（第七二条の一八関係）

(一二)　通算法人の事業税の所得割の課税標準となる所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算（法人税における損益通算、欠損金の通算等を除く。）の例により算定することとした。（第七二条の二三関係）

(一三)　通算子法人は、当該事業年度（通算承認の効力が生じた日が同日の属する通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日以後であるときの事業年度を除く。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（(三)において「六月経過日」という。）において通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合には、六月経過日から二月以内に、中間申告納付をしなければならないこととした。（第七二条の二六関係）

3　地方消費税

譲渡割に係る利子税について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第九条の四及び第九条の九関係）

4　不動産取得税

(一)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(2)　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の二関係）

(3)　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の二関係）

(4)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(8)　都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(9)　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(二)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第一一条関係）

5　道府県たばこ税及び市町村たばこ税

(一)　葉巻たばこの課税方式について、以下の措置を講ずることとした。（第七四条の四及び第四六七条関係）

(1)　令和二年一〇月一日から令和三年九月三〇日までの間において、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻たばこの〇・七本に換算することとした。

(2)　令和三年一〇月一日以後において、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻たばこの〇・七本に換算することとした。

(二)　卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件について、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要とした上、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用することとした。（第七四条の六及び第四六九条関係）

6　ゴルフ場利用税

(一)　国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技の公式の練習のためにゴルフを行う場合について、非課税措置を講ずることとした。（第七五条の三関係）

(二)　スポーツ基本法に規定する国際競技大会のうち一定のもののゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合について、当分の間、非課税措置を講ずることとした。（附則第一二条の二関係）